



SuMi TRUST年金ニュース

(2020年8月25日)



三井住友信託銀行 年金信託部

令和2年7月豪雨による被災者の皆様および関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

【確定給付企業年金・厚生年金基金】

厚生年金保険法の標準報酬月額等級の改定に係る 規約変更等について（その2）

本内容は、給付または掛金の算定の基礎となる給与として厚生年金保険の標準報酬月額を使用している委託者様へのご案内となります。なお、DC制度を実施の委託者様でDC制度の掛金計算に標準報酬を使用している場合は弊社営業担当者にお問い合わせください。

[2020年6月29日付SuMi TRUST年金ニュース](#)にて意見募集（パブリックコメント）のご案内をしておりました、2020年9月1日からの標準報酬月額の上限の引き上げに係る政令及び通知が発出されております。

また、標準報酬月額の上限の引き上げに伴い、確定給付企業年金制度（DB制度）および厚生年金基金制度における規約変更要否及びその手続きについて厚生労働省へ確認しましたのでご案内いたします。（※先般ご案内時から変更がないことを厚生労働省に確認済みです。）

■政令：[厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令](#)

（令和2年政令第246号）

■通知：[厚生年金保険法の標準報酬月額の等級区分の改定等に関する政令の施行に伴う厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の事務処理等について](#)

（年企発0818第1号）

<政令・通知の概要>

（1）標準報酬月額の等級区分について

法第20条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分について、同条第2項の規定に基づき、現行の最高等級（第31級：620,000円）の上に、さらに1等級（第32級：650,000円）を加えるための必要な読替えを規定する。

（2）標準賞与額の最高限度額について

標準賞与額の最高限度額を150万円（現行と同額）と定める。

【規約変更要否および手続き等について】

※先般ご案内時から変更がないことを厚生労働省に確認済です。

本改定に伴う規約変更要否等につきましては、対象制度ごとにそれぞれ以下に記載の通りです。

I. 対象制度

◆ 規約変更が**不要**

以下の①～③に該当する制度は、政令等（前頁ご参照）の施行により上限引き上げが自動的に反映されるため、規約変更は不要です。

① 厚生年金基金制度

② DB制度のうち、標準報酬月額をDB規約に法引用[※]で定めている場合

（※）厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額（標準報酬月額の決定等について厚生年金保険法第21条から第25条までの規定の例によると規定している場合も含む）

③ DB制度のうち、標準報酬月額をDB規約に法引用で定めているものの、その改定期期については「年1回」としている場合（9月1日の標準報酬月額を9月から翌年8月まで使用、と規約で規定している場合）

◆ 規約変更が**必要**

④ DB制度のうち、②③以外の場合（本改定を反映する場合）。例えば、規約の別表等に厚生年金保険法と同様の等級の区分を規定し、給与を定義している場合

II. 施行日

2020年9月1日

III. 規約変更に係る基金内・社内手続（上記I.④に該当する場合のみ）

DB制度（基金型）：代議員会の議決（理事長専決も可）

DB制度（規約型）：規約変更に係る同意（労働組合の同意又は被保険者代表の同意）

IV. 規約変更に係る行政宛手続き（上記I.④に該当する場合のみ）

・届出（DB法施行規則第7条第1項第4号及び第5号に該当）

・数理関係申請書類の添付は不要（今般の標準報酬月額の上限の改定を契機とする規約変更を行う場合に限る）

V. その他（厚生年金基金）

本改定に伴う厚生年金基金一律の代行保険料率算定（検証計算）は不要です。

以 上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-5404-3063